

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

神奈川県医師国民健康保険組合

## はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る 療養費の取扱いについて

日頃から、被保険者の方々の健康の保持増進と公的医療保険制度の円滑な運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年1月よりあはき療養費受領委任制度が開始されたところではございますが、神奈川県医師国民健康保険組合（以下「当組合」）では受領委任制度の導入を見送ることになりましたので、ここにお知らせいたします。

それに伴いまして、申請方法が「償還払い」へと変更になります。

平成31年3月施術分までは神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」）で従来通りの代理受領は受付けておりますので、国保連へご申請いただけます。ただ、平成31年4月施術分からは、関東信越厚生局に対し、受領委任制度の届け出を行っている施術所であっても、国保連にご申請されますと返戻の対象となりますので、ご注意ください。

従来通りの代理受領はもちろんのこと、当組合への代理申請も認められなくなりますので、当組合の被保険者の方から一旦全額徴収していただきまして、「領収書」とその他連合会へ提出する際に必要な書類（療養費支給申請書、往療内訳表、施術報告書、状態記入書等）を発行いただき、ご本人様から当組合へ直接申請いただく、償還払いとなります。

ご請求担当者様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。